

航空整備士技能証明に係る経歴について

次の各号に掲げる者の有する航空機の整備の経験にあつては、それぞれ当該各号に掲げる期間の経験を航空法施行規則別表第二に規定する経験と認める。

1. 航空運送事業者、航空機使用事業者その他航空機整備を受託する会社に整備要員として雇用された者：

整備に従事した期間（整備の実習等を含む教育訓練の期間を含む。）

2. 航空機の使用者で自ら整備に従事した者又は航空機の使用者に整備要員として雇用された者：

整備に従事した期間

3. 滑空機のクラブ等に所属し、整備要員として整備に従事した者：

整備に従事した期間

4. 指定航空従事者養成施設（テストコースを含む。）又は指定航空機整備訓練課程の教官要員として雇用され、実技教官業務に従事した者：

実技教官業務に従事した期間

5. 旧資格の三等航空整備士に係る指定航空従事者養成施設（テストコースを含む。）の所定の課程を修了した者：

1 年

6. 乗員課長により旧経歴認定施設として認定された専門学校の所定の課程を修了した者：

1 年

7. 指定航空従事者養成施設（テストコースを含む。）の専門学校等において、所定の課程を修了した者（所定の教育科目は全て履修し、技能審査に合格していない者を含む）、又は指定航空機整備訓練課程の専門学校等において、所定の課程を修了した者：

次表により安全政策課長が認めた期間

- 7-1. 指定航空従事者養成施設（テストコースを含む。）の専門学校等において所定の課程を

修了した者（所定の教育科目は全て履修し、技能審査に合格していない者を含む）に対する整備の経験を次のとおり定める。

指定課程	訓練期間	整備の経験		
		発効時期	航空機の種類	認める期間
中日本航空専門学校 二等航空運航整備士 飛行機 課程 (R5.3.31 付課程廃止)	3年	平成15年 4月以降	飛行機 N類	2年
中日本航空専門学校 二等航空運航整備士 回転翼航空機 課程 (H20.2.21 付課程廃止)	3年	平成15年 4月以降	回転翼航空機 N類	2年
国際航空専門学校 二等航空運航整備士 飛行機 課程	2年	平成15年 4月以降	飛行機 N類	2年
千葉職業能力開発短期大学校 二等航空運航整備士 飛行機 課程	2年	平成15年 4月以降	飛行機 N類	2年
国際航空専門学校 二等航空整備士 飛行機 課程	3年	平成16年 4月以降	飛行機 N類	3年
国際航空専門学校 二等航空運航整備士 回転翼航空機 課程 (H20.4.3 付課程廃止)	2年	平成16年 4月以降	回転翼航空機 N類	2年
日本航空大学校北海道 二等航空整備士 飛行機 課程	3年	平成16年 4月以降	飛行機 N類	3年
日本航空大学校北海道 二等航空運航整備士 飛行機 課程	3年	平成16年 4月以降	飛行機 N類	2年
中日本航空専門学校 二等航空整備士 飛行機 課程	3年	平成16年 4月以降	飛行機 N類	3年
中日本航空専門学校 二等航空整備士 回転翼航空機 課程	3年	平成16年 4月以降	回転翼航空機 N類	3年
東日本航空専門学校 二等航空運航整備士 飛行機 課程	3年	平成19年 4月以降	飛行機 N類	2年
日本航空大学校 一等航空運航整備士 飛行機(YS-11) 課程 (R7.2.25 付課程廃止)	3年	平成21年 4月以降	飛行機 T類	2年

中日本航空専門学校 一等航空運航整備士 飛行機(B767) 課程 (R2.5.12 付課程廃止)	3年	平成22年 4月以降	飛行機 T類	2年
日本航空大学校北海道 一等航空運航整備士 飛行機(B767) 課程 (R3.8.12 付課程廃止)	3年	平成22年 4月以降	飛行機 T類	2年
国際航空専門学校 二等航空整備士 回転翼航空機 課程	3年	平成22年 4月以降	回転翼航空機 N類	3年
国際航空専門学校 一等航空運航整備士 飛行機(B767) 課程 (R2.7.28 付課程廃止)	3年	平成25年 4月以降	飛行機 T類	2年
崇城大学 二等航空整備士 飛行機 課程	3年	平成26年 4月以降	飛行機 N類	3年
大阪航空専門学校 二等航空運航整備士 飛行機 課程	2年	平成27年 4月以降	飛行機 N類	2年
東日本航空専門学校 二等航空整備士 飛行機 課程 (テストコース)	3年	平成30年 4月以降	飛行機 N類	3年
日本航空大学校 二等航空運航整備士 回転翼航空機 課程	3年	平成30年 4月以降	回転翼航空機 N類	2年
成田国際航空専門学校 二等航空運航整備士 飛行機 課程	3年	平成31年 4月以降	飛行機 N類	2年
中日本航空専門学校 二等航空運航整備士 飛行機 課程	2年	令和2年 4月以降	飛行機 N類	2年
日本航空大学校北海道 二等航空運航整備士 飛行機 課程	2年	令和2年 4月以降	飛行機 N類	2年
全日本空輸株式会社 一等航空整備士 飛行機(B737) 課程 専門学校と連携で行われる教育	3年	令和5年 4月以降	飛行機 T類	3年 (整備要員 として雇用 される期間 を含む。)
株式会社 JAL エンジニアリング 一等航空整備士 飛行機(B737) 課程 専門学校と連携で行われる教育	5年	令和7年 4月以降	飛行機 T類	5年 (整備要員と して雇用さ れる期間を 含む。)

(専)日本航空大学校 一等航空運航整備士 回転翼航空機(S76) 課程	3年	令和7年 4月以降	回転翼航空機 T 類 A・B 級	2年
(専)日本航空大学校 二等航空整備士 回転翼航空機 課程 (テストコース)	3年	令和9年 4月以降	回転翼航空機 N類	3年

備考 航空機の種類欄に掲げる飛行機 N 類は、航空法施行規則の一部を改正する省令（令和三年国土交通省令第十三号）による改正前の航空法施行規則附属書第一に規定する耐空類別が飛行機普通 N である飛行機とする。

7-2. 航空機整備訓練課程の指定を受けた専門学校等において、所定の課程を修了した者に対する整備の経験を次のとおり定める。

指定課程	訓練 期間	整備の経験		
		発効時期	航空機の種類 又は業務の種類	認める 期間
成田国際航空専門学校 航空整備学科 (R5.3.31 指定廃止)	2年	平成15年 4月以降	飛行機 N類	1年
東日本航空専門学校 航空機整備科 (R7.3.31 指定廃止)	3年	平成16年 4月以降	飛行機 N類	1年
宮崎ユニバーサル・カレッジ 航空工学科 (H24.3.31 指定廃止)	3年	平成17年 4月以降	飛行機 N類	1年
大阪航空専門学校 航空整備士学科 整備訓練コース	2年	平成18年 4月以降	飛行機 N類	1年
日本航空大学校 航空整備科 (R6.3.31 指定廃止)	3年	平成20年 4月以降	飛行機 T類	1年
日本航空大学校北海道 航空整備科 システムコース (H28.3.31 指定廃止)	3年	平成21年 4月以降	電気装備品	1年
崇城大学 工学部 宇宙航空システム工学科 航空整備士コース (H27.3.31 指定廃止)	3年	平成22年 4月以降	飛行機 N類	1年
第一工科大学 航空工学部 航空工学科 航空整備工学専攻 (R8.3.31 指定廃止)	2年	平成29年 4月以降	飛行機 N類	1年

備考 航空機の種類又は業務の種類欄に掲げる飛行機 N 類は、航空法施行規則の一部を改正する省令（令和三年国土交通省令第十三号）による改正前の航空法施行規則附属書第一に規定する耐空類別が飛行機普通 N である飛行機とする。

附則

1. この通達は平成 17 年 2 月 14 日から施行する。
2. この通達において指定課程を廃止した場合、施行の際現に指定課程を修了した者の整備の経験については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
3. 平成 14 年 5 月 1 日付け国空乗第 2004 号および平成 14 年 5 月 9 日付け国空乗第 2005 号は廃止する。

附則（令和 5 年 3 月 31 日 国空安政第 3021 号）

この通達改正は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

附則（令和 6 年 3 月 12 日 国空安政第 2686 号）

この通達改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 7 年 3 月 21 日 国空安政第 2975 号）

この通達改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 8 年 4 月 27 日 国空安政第 191 号）

この通達改正は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。